別記様式第１号の２（第３条、第５１条の８関係）

二部提出

消 防 計 画 作 成 （ 変 更 ） 届 出 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

遠賀郡消防長　殿

☑防火
□防災
管理者

住　所　福岡県〇〇市〇〇〇丁目〇－〇

氏　名　遠消　太郎

別添のとおり、☑防火 □防災 管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。

管理権原者の氏名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）	〇〇株式会社　代表取締役　消防　一郎		
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 の所在地	福岡県遠賀郡〇〇町〇〇〇〇－〇		
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の名称） の名称	スーパーマーケット　遠消		
複数権原の場合に管理権原 に属する部分の名称 （変更の場合は、変更後の名称）			
防火対象物 又は 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の用途） の用途※１	物品販売店舗	令別表第１※１	（ ４ ）項
その他必要な事項 （変更の場合は、主要な変更事項）	防火管理者変更の為		
受　付　欄※２	経　過　欄※２		

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　□印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
　　３　※１欄は、複数権原の場合にあっては管理権原に属する部分の情報を記入すること。
　　４　※２欄は、記入しないこと。

大規模防火対象物用（延べ面積３，０００㎡以上）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（　スーパーマーケット　遠消　）消防計画

緊急連絡先　（役職・氏名　店長　遠消　太郎　　℡　000-0000-0000　）

※ 防火管理者の住まいが遠方により有事の際に即対応できない場合は、その防火対象物に常時勤務する責任者を記入すること。

（目的）

第１条　この計画は、管理権原の及ぶ範囲における防火管理についての必要事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　管理権原の及ぶ範囲は、（　敷地内の全て　）とし、ここに勤務・出入りし、又は居住する者に適用する。

（管理権原者）

第３条　管理権原者は、次の点に配慮し、自ら防火管理に積極的に取り組むものとする。

（１）　管理権原者は、この計画の防火管理業務について、全ての責任を持つものとする。

（２）　管理権原者は、管理的又は監督的な立場であり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせなければならない。

（３）　管理権原者は、防火管理者を定めたとき又はこれを解任したとき、消防機関へ届け出なければならない。

（４）　管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成又は変更する場合、必要な指示を与えなければならない。

（５）　防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

（防火管理者の権限及び業務）

第４条　防火管理者はこの計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

（１）　消防計画の作成又は変更

（２）　火気の使用又は取扱いの指導監督

（３）　避難経路図の作成及び掲示

（４）　建物、消防用設備等の法定点検及び自主点検結果の維持台帳への記録・保管

（５）　建物、消防用設備等の法定点検・整備時の立会い

（６）　火災、地震等に対する防火・防災教育の実施

（７）　自衛消防訓練の実施

（８）　収容人員の適正管理

（９）　その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な業務

（消防機関への届出及び報告事項）

第５条　防火管理者は、次の業務について消防機関への届出及び報告を行うものとする。

（１）　消防計画の届出

（２）　消火・避難の訓練通知書の届出

（３）　消防用設備等の点検結果の報告

（４）　不備欠陥の改修及び計画の届出

（５）　その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

（予防管理組織）

第６条　予防管理組織は、火災予防のための組織と自主点検を実施するための組織とする。

第７条　火災予防のための組織は、平素における火災予防及び地震等の出火防止を図るため、担当区域は階別又は区域ごとに火元責任者を置くものとする。

担　当　区　域	火元責任者	担　当　区　域	火元責任者
１階　売場	１階担当主任		
２階　売場	２階担当主任		
３階　事務室	店長		

（火元責任者の業務）

第８条　火元責任者は、次の業務を行うものとする。

（１）　担当区域内における火気管理

（２）　担当区域内における建物、火を使用する設備・器具（以下、「火気設備・器具」という）、電気設備及び消防用設備等の日常の管理

（３）　防火管理者の補佐

（火気の使用制限等）

第９条　防火管理者は、次の事項を実施するものとする。

（１）　喫煙場所の指定

（２）　火気設備・器具等の使用場所の指定

（３）　火災警報発令中の火気使用の禁止又は制限

（施設に対する遵守事項）

第 10 条　従業員等は、防火施設及び避難施設の機能を有効に保持するために、次の事項を遵守しなければならない。

（１）　避難口、廊下、階段、避難通路及びその他避難のために使用する施設は、避難の妨害となる施設を設けたり、物品を置かないこと。

（２）　延焼を防止又は有効な消防活動を確保するための防火施設において、防火戸は確実に閉鎖できるようにその機能を保持し、閉鎖の障害となる物品等を置かないこと。また、防火戸に接近して延焼の媒介となる可能性の物品等を置かないこと。

（放火防止対策）

第 11 条　従業員等は、建物の周囲や敷地内にダンボール等の可燃物を放置しないよう注意するとともに、終業時には必ず施錠すること。

（工事中の安全対策）

第 12 条　防火管理者は、模様替え等の工事を行うときは、工事中の安全対策を下記のとおり講じるものとする。

（１）　施行者に工事計画書を提出させ、必要な指示をし、工事の状況及び火気の使用状況を確認するとともに、指定された場所以外で喫煙及び裸火の取扱いをしないよう指導すること。

（２）　施行者に対し、火気管理の責任者を指定させ、掲示させること。

（３）　溶接等火気を使用する工事を行う場合は、消火器等を準備させること。

（避難経路図）

第 13 条　防火管理者は人命の安全を確保するため、各階ごとに屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図（別紙１）を作成し、従業員等に周知するよう努めること。

（火災予防上の自主検査）

第 14 条　建物、火気設備・器具、危険物施設等及び消防用設備等の自主検査は、下記の計画表に基づいて自主検査チェック票（別紙２）により実施するものとする。なお、検査結果は防火管理者に報告するとともに、報告を受けた防火管理者は不備欠陥がある場合、管理権原者に報告し速やかに改修しなければならない。

検　査　対　象	検 査 実 施 予 定	点　検　実　施　者
建 物 の 防 火 施 設	毎週２回	各階火元責任者
建 物 の 避 難 施 設	毎週２回	各階火元責任者
火 気 設 備 ・ 器 具	毎週１回	防火管理者
危 険 物 施 設 等	毎週１回	防火管理者
電　　気　　施　　設	毎週１回	防火管理者
消 防 用 設 備 等	毎日終業時	各階火元責任者

（消防用設備等の法定点検）

第 15 条　防火管理者は、消防用設備等の機能を維持するために、下記の計画表に基づいて行うものとする。なお、点検は防火管理者立会いのもと行うものとする。

消 防 用 設 備 等	点 検 実 施 予 定 月 日		
	機 器 点 検		総 合 点 検
消火器	４　月	１０　月	月
屋内消火栓設備	４　月	月	１０　月
自動火災報知設備	４　月	月	１０　月
非常警報設備	４　月	月	１０　月
避難器具	４　月	月	１０　月
誘導灯	４　月	１０　月	月
	月	月	月

	月	月	月
	月	月	月
	月	月	月
	月	月	月
	月	月	月

※　機器点検は年２回、総合点検は年１回実施

【消防用設備等の点検委託情報】

点　検　業　者	○○○○防災
住　　所	○○県○○市○○町○○丁目○－○
電　話　番　号	○○○－○○○－○○○○

（消防用設備等の法定点検の結果報告）

第 16 条　管理権原者は、消防用設備等の点検結果を（　1　）年に１回、消防長に報告するものとする。

※　特定防火対象物は１年に１回報告

※　非特定防火対象物は３年に１回報告

（防火対象物の法定点検及び結果報告）

第 17 条　防火対象物の定期点検（　該当　・　非該当　）

管理権原者は、防火対象物の定期点検を毎年（　2　）月に実施し、消防長に報告するものとする。

（組織の編成）

第 18 条　（　スーパーマーケット　遠消　）の自衛消防の組織として自衛消防隊を設置する。

その編成は（別紙３）のとおりとし、この表は従業員の見えやすい場所に掲示する。

（自衛消防活動）

第 19 条　消火、通報及び避難誘導等の担当者は次の内容により行動するものとする。

（１）　指揮班　…自衛消防隊の指揮及び隊長の補佐

（２）　通報・連絡班　…消防機関等への通報及び到着した消防隊への情報提供

（３）　消火班　…消火の作業及び指揮

（４）　避難誘導班　…避難口の開放、避難器具の操作及び関係者と外来者の避難誘導

（５）　防護安全班　…電気設備、ガス及び危険物施設等の安全措置

（６）　救護班　…負傷者等の応急救護

（自衛消防隊の活動範囲）

第 20 条　自衛消防隊の活動範囲は次のとおりとする。

（１）　活動範囲は、当該事業所の管理する範囲とする。

（２）　近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内において自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

（休日、夜間の防火管理体制）

第 21 条　防火管理者は、休日、夜間の防火管理体制を下記のとおり定める。

（１）　休日、夜間に在館者がいる場合

ア　休日、夜間の勤務者は、定期に巡回する等火災予防上の安全を確保する。

イ　休日、夜間における自衛消防活動は、勤務している者等建物内にいる全員で次の初動措置を行う。

（ア）　火災が発生した場合は、直ちに消防機関に通報するとともに、他の勤務者に火災発生を知らせ、関係者に速やかに連絡すること。

（イ）　勤務者は、消防用設備等を活用し初期消火を行うとともに防火戸等の閉鎖を行う。

（ウ）　入館者がいる場合は、放送設備や拡声等を活用し火災を知らせ、避難誘導を行う。

（エ）　消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報提供を行う。

（２）　休日、夜間に無人となる場合

休日、夜間において無人となる場合は、（　　○○○○警備株式会社　　）からの通報により、火災発生等の連絡を受けた関係者は、直ちに現場に駆け付けること。

（地震対策）

第 22 条　防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するため、予防管理組織、火元責任者の業務、自主点検の結果の記録及び報告、各施設器具の点検等に合せて、次の事項について実施する。

（１）　地震に対する事前準備

地震に備え、人命の安全を確保するため、消防用設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路図（別紙１）を従業員全員に周知徹底しておくとともに、次の備品を常に持ち出せるように準備しておくものとする。

備品	保管場所
飲料水、非常用食料（缶詰、乾パン等）、医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、携帯用拡声器、ロープ	３階事務室防災備品倉庫

（２）　地震時の活動

地震時における活動は、自衛消防隊を活用し、次の措置を実施する。

ア　火災が発生した場合は、初期消火にあたる。

イ　ラジオ、テレビ及び関係防災機関（消防署、市区役所等）からの情報を受信し、被害状況を放送等により全従業員に把握させるとともに、必要事項を指示する。

ウ　避難は、従業員やその他（従業員以外の外来者）の人員を確認し、逃げ遅れ者がいないことを確かめた後、開始する。負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、状況に応じて医療機関等に搬送する。

エ　避難場所は、（　　○○町立　遠消高校　　）とする。

オ　避難場所への避難開始は、関係防災機関の避難命令又は自衛消防隊長の判断で行う。

（３）　地震後の安全措置

防火管理者及び従業員は、地震後、次の安全措置を実施する。

ア　地震発生直後は、身の安全を守ることを優先する。

イ　厨房、ボイラー等の火気設備・器具の使用を原則として中止するとともに、ガスの元栓又は器具栓の閉止や電源遮断等を行う。

ウ　防火管理者は、火元責任者に出火状況や負傷者の発生状況を確認及び報告させる。

エ　各設備及び器具等を使用する場合、各火元責任者は、建物、火気設備・器具の点検及び検査を行い、防火管理者に報告し、その安全を確認した後使用を開始する。また、必要に応じて消火器の増強等の安全措置を講じる。

（防火・防災教育の実施計画）

第 23 条　防火管理者は、次の計画により防火・防災教育を行うものとする。

対　象　者	実 施 時 期	教 育 内 容
新入社員	採用時	１　消防計画の周知徹底 ２　従業員等が遵守すべき事項について ３　火災等が発生したときの対応について ４　その他火災予防上必要な事項
正社員	４月、１０月	
アルバイト パ ー ト	５月	

（自衛消防訓練の実施計画）

第 24 条　　防火管理者は、次の計画により自衛消防訓練を行うとともに、特定防火対象物は実施前に消火・避難の訓練通知書を消防機関へ提出する。非特定防火対象物でも消防隊の派遣を要する場合は同様とする。

訓　練　種　別	実　施　時　期	訓　練　概　要
総合訓練	６月・１２月	消火、通報及び避難誘導の訓練を連携させて総合的に実施する
部分訓練	月・　　月	消火、通報及び避難誘導の訓練を部分的に実施する

※　特定防火対象物は消火及び避難誘導を含む訓練を１年に２回以上

※　非特定防火対象物は１年に１回以上

（防火管理業務の委託状況）

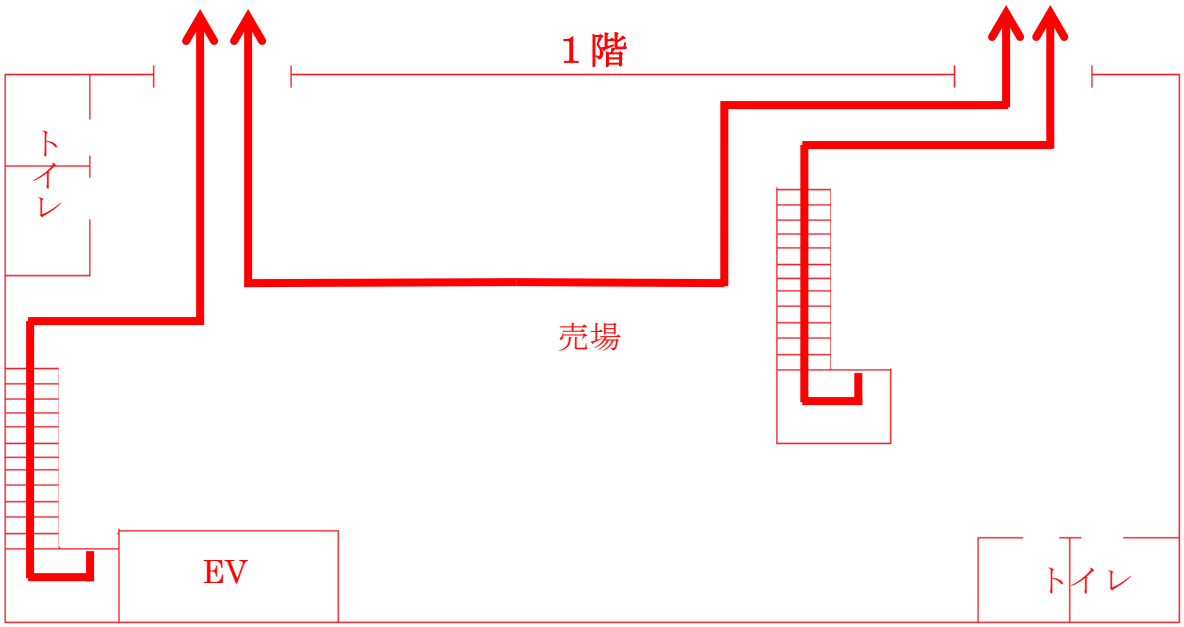
第 25 条　　防火管理業務の一部又は全部を（委託している　・　委託していない）。

防火管理業務の委託状況は、（別紙４）のとおりである。

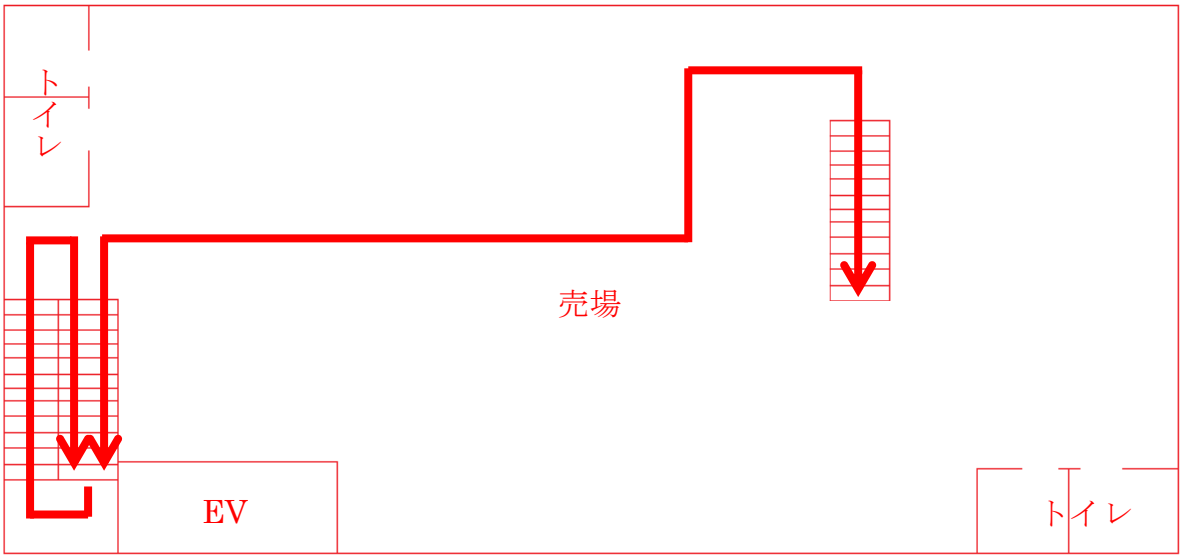
別紙１

避　難　経　路　図

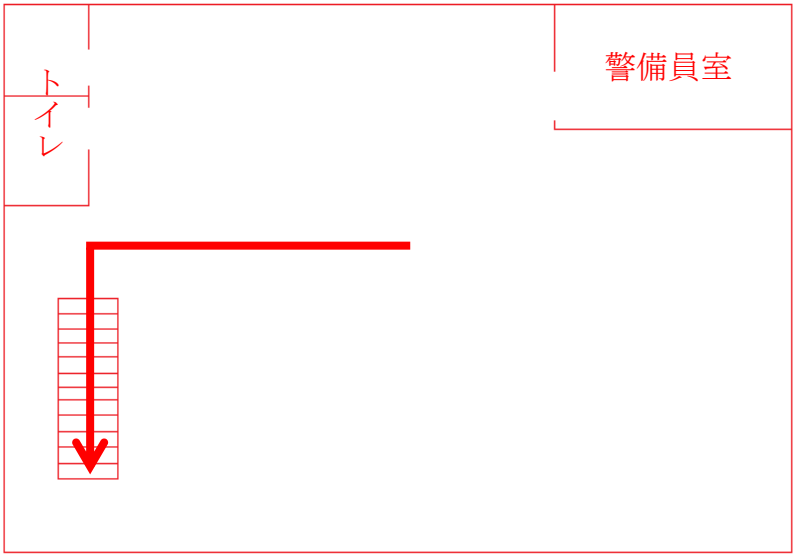
１階



２階



３階



別紙２

自 主 検 査 チ ェ ッ ク 票

【点検実施日：　　月　　日】

	検　査　項　目	検査実施者	検査結果
防火施設	・防火区画の壁及び床等が破損していないか		異常有・異常無
	・配管等の埋め戻しは適正か		異常有・異常無
	・防火戸・防火シャッターの変形・損傷はないか		異常有・異常無
	・防火戸・防火シャッターの周辺に開閉の障害となる物はないか		異常有・異常無
	・防火戸・防火シャッターは完全に閉まるか		異常有・異常無
避難施設	・廊下・通路・階段に避難障害となる物が置いていないか		異常有・異常無
	・廊下・通路・階段につまずき・すべり等はないか		異常有・異常無
	・階段の手摺に損傷はないか		異常有・異常無
	・避難通路の表示は明確になっているか		異常有・異常無
	・非常口が使用不能となっていないか		異常有・異常無
火気設備・器具	・火気設備・器具の周囲は、整理・清掃されているか		異常有・異常無
	・火気設備・器具の損傷・老朽・汚損はないか		異常有・異常無
	・火気設備・器具の周囲に可燃物を置いていないか		異常有・異常無
	・火気設備・器具は正しく使用されているか		異常有・異常無
	・火気設備・器具は適正な位置に設置されているか		異常有・異常無
危険物等の施設	・施設・設備の損傷・老朽・不良はないか		異常有・異常無
	・施設・設備の周辺に不用な物品を置いていないか		異常有・異常無
	・危険物の貯蔵・取扱いは正しいか		異常有・異常無
	・許可又は届出された数量以上の危険物を貯蔵・取扱いしていないか		異常有・異常無
	・許可又は届出された品名以外の危険物を貯蔵・取扱いしていないか		異常有・異常無
	・危険物の類・品名・数量は所定の標識等で適正に表示されているか		異常有・異常無
電気施設	・電気施設の破損・老朽・不良はないか		異常有・異常無
	・電気施設の周辺に不用な物品を置いていないか		異常有・異常無
	・電気施設の設置場所に所定の標識を設置しているか		異常有・異常無
消防用設備等	・消火器は決められた位置に置かれているか		異常有・異常無
	・消火器の本体が腐食していたり、標識が破損したりしていないか		異常有・異常無
	・誘導標識又は誘導灯の視認障害となるものが置かれていないか		異常有・異常無
	・誘導灯の球切れ・不点灯・ちらつきはないか		異常有・異常無
	・自動火災報知設備の受信機・発信機付近に障害物はないか		異常有・異常無
	・その他の消防用設備等は適正に機能しているか		異常有・異常無
備考			

別紙３

自 衛 消 防 の 組 織 及 び 任 務 分 担

自衛消防隊長（　遠消　太郎　） 自衛消防副隊長（　消防　花子　）		自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等 隊長の補佐及び隊長不在時の任務代行
指　揮　班	（　○○　○○　） （　○○　○○　） （　○○　○○　） （　○○　○○　）	1　隊長、副隊長の補佐 2　消防隊への情報の提供及び災害現場への誘導 3　自衛消防隊本部の設置 4　その他指揮統制上必要な事項
通報連絡班	（　○○　○○　） （　○○　○○　） （　○○　○○　） （　○○　○○　）	1　消防機関への通報及び通報の確認 2　建物内への非常通報及び指示命令の伝達 3　関係者への連絡
消　火　班	（　○○　○○　） （　○○　○○　） （　○○　○○　） （　○○　○○　）	1　消火器等の消防用設備を活用した初期消火作業 2　消防隊との連携及び補佐
避難誘導班	（　○○　○○　） （　○○　○○　） （　○○　○○　） （　○○　○○　）	1　避難者の避難誘導実施 2　非常口の開放及び開放の確認 3　避難上障害となる物品の除去 4　未避難者、要救助者の確認及び本部への連絡 5　ロープ等による警戒区域の設定
安全防護班	（　○○　○○　） （　○○　○○　） （　○○　○○　） （　○○　○○　）	1　防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖 2　非常電源の確保、ボイラー等の供給運転停止 3　エレベーター、エスカレーターの非常時の措置
応急救護班	（　○○　○○　） （　○○　○○　） （　○○　○○　） （　○○　○○　）	1　応急救護所の設置 2　負傷者の応急処置 3　救急隊との連携、情報の提供

別紙４

防火・防災管理業務の委託状況表

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

防火対象物名称	スーパーマーケット　遠消				
管理権原者氏名	〇〇株式会社　代表取締役　消防　一郎				
防火（防災）管理者氏名	遠消　太郎				
受託者の氏名及び住所等（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地）	氏　　名（名称）	〇〇〇〇警備株式会社			
	住　　所（所在地）	福岡県福岡市〇〇区〇〇丁目〇－〇			
	担当事務所所在地	〇〇〇〇支部 遠賀郡〇〇町〇〇〇－〇　TEL 000-000-0000			
	受託する防火管理業務の範囲	全域			
受託者の行う防火・防災管理業務及び方法	常駐方式 範囲	☑ 火気使用箇所の点検等監視業務 ☑ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ☑ 火災が発生した場合の初動措置 ☑初期消火　☑通報連絡　☑避難誘導　☐その他（　　） ☑ 周囲の可燃物の整理 ☑ その他（　自衛消防訓練の指導　　）			
	常駐方式 方法	常駐場所	３階警備員室	常駐人員	１　人
		委託する時間帯	１０：００～２０：００		
	巡回方式 範囲	☐ 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 ☐ 火災が発生した場合の初動措置 ☐初期消火　☐通報連絡　☐その他（　　） ☐ その他（　　）			
	巡回方式 方法	巡回回数	回	巡回人員	人
		委託する時間帯			
	遠隔移報方式 範囲	☐ 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 ☐ 火災が発生した場合の初動措置 ☐初期消火　☐通報連絡　☐その他（　　） ☐ その他（　　）			
	遠隔移報方式 方法	現場確認要員の待機場所		到着所要時間	分
		委託する時間帯			

防火対象物の全域について委託している場合は「全域」と、特定の区域に限って委託している場合は可能な限り具体的に記載。

契約物件に１名以上常駐して行う方式

１日のうちに数回巡回して行う方式

自動火災報知設備と通信回線による移報システムとの組み合わせにより、火災異常の有無を遠隔より監視して行う方式

※　「受託者の行う防火・防災管理業務の範囲」は該当の☐印にレを付けること。